

射水市監査委員告示第16号

財政援助団体等監査（出資団体監査）の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和5年11月10日に実施した財政援助団体等監査（一般財団法人射水市公園等管理業務公社）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年11月15日

射水市監査委員 村上 欽哉

射水市監査委員 折橋 清弘

射水市監査委員 吉野 省三

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象 [所管課]

出資団体監査

一般財団法人射水市公園等管理業務公社 [資産経営課]

2 監査の実施日

令和5年11月10日

3 監査の期間

令和5年10月27日 ~ 令和5年11月10日

4 監査の範囲 (令和4年度)

令和4年4月1日から令和5年3月末日までに執行された事務事業

5 監査の方法

監査対象となる団体の事務事業について、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事務事業が能率的、効率的に行われているか、また、補助事業が目的等に沿って適正かつ効率的に行われているかを提出された監査資料を審査し、関係書類の調査と関係職員に説明を求め、監査を実施した。

6 団体の概要

名 称	一般財団法人射水市公園等管理業務公社
代 表 者	理事長 磯部 賢
所 在 地	射水市戸破 1032-3 小杉地区センター1階

7 財政援助の状況

出捐金

資本金額	射水市の出資額	射水市の出資割合
10,000,000 円	5,000,000 円	50%

補助金

名 称	金 額
射水市公園等管理業務公社補助金	2,296,849 円

8 監査の結果

監査の結果、監査対象となる団体の事業についての事務処理は、概ね適正に行われていたものと認められるが、次の事項について措置又は検討されたい。

なお、その他改善を指示した軽易な事項については、記述を省略した。

○ 意見

- (1) 作業員の高齢化と人材確保が喫緊の課題となっていることから、計画的な採用を図り安定的な経営に努められるとともに、作業機械等の老朽化に対しては、計画的かつ継続的に資金を積み立てする等、円滑な機械の更新に取り組まれない。
- (2) 作業員の安全確保に万全を期され、太閤山ランド及び市委託事業の安定的な管理と効率的、効果的な経営に努められたい。

(資産経営課)